



# 労基署便り

令和6年度 No.6  
大河原労働基準監督署



## 令和6年1月～8月労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5	R6（速報）	前年比	R5	R6（速報）	前年比
<b>製造業 計</b>	17	25	8	244 (3)	258	14(-3)
食料品製造業	10	7	-3	122	113	-9
機械金属製造業	6	10	4	64 (2)	74	10(-2)
<b>建設業 計</b>	18	12	-6	180 (4)	158	-22(-4)
土木工事業	8	7	-1	55	46	-9
建築工事業	9	3	-6	94 (2)	81	-13(-2)
その他の建設	1	2	1	31 (2)	31	±0(-2)
<b>運輸交通業 計</b>	2	10	8	213 (1)	206 (1)	-7(±0)
陸上貨物運送業	0	9	9	187 (1)	193 (1)	6(±0)
<b>商業</b>	18	12	-6	267 (2)	239	-28(-2)
<b>社会福祉施設</b>	6	4	-2	136	135	-1
<b>全産業</b>	94	88	-6	1459 (13)	1377 (7)	-82(-6)

1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。 / 2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送用機械等製造業の合計。 / 3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

10月1日～10月7日

### 「全国労働衛生週間」の実施について

10月1日(火)から10月7日(月)は第75回全国労働衛生週間、9月はその準備期間です。今年のスローガンは、

### 『推してます みんな笑顔の健康職場』

です。今年で75回目となる「全国労働衛生週間」は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

しかし、現在においても、職場内では、労働者の健康確保のための多くの課題があり、これに対応していく必要があります。

全国労働衛生週間においては、以下の重点事項の実施とともにそれぞれの職場の状況に応じた自主的な労働衛生管理活動の更なる推進を図っていただきますようお願いします。

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ・その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

全国労働衛生週間スローガン

推してます

みんな笑顔の健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康促進や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的労働衛生管理活動を通して労働者の健康確保することを目的として毎年実施しています。

**準備期間(9月1日～30日)に実施する事項**

- ・重点事項を目的として、日本労働衛生連盟の重点項目を行いましょう
- ・労働安全衛生法第12条第1項第2号の労働衛生管理計画の作成
- ・労働安全衛生法第12条第1項第3号の労働安全衛生管理規程の作成
- ・労働安全衛生法第12条第1項第4号の労働安全衛生教育の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第5号の労働安全衛生相談の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第6号の労働安全衛生調査の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第7号の労働安全衛生報告の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第8号の労働安全衛生改善の実施

**全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項**

- ・事業者が1日1回以上労働現場を巡回し、労働衛生管理状況を確認する
- ・労働安全衛生法第12条第1項第2号の労働衛生管理計画の作成
- ・労働安全衛生法第12条第1項第3号の労働安全衛生管理規程の作成
- ・労働安全衛生法第12条第1項第4号の労働安全衛生教育の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第5号の労働安全衛生相談の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第6号の労働安全衛生調査の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第7号の労働安全衛生報告の実施
- ・労働安全衛生法第12条第1項第8号の労働安全衛生改善の実施

本 場 宮城県庁、厚生労働省宮城労働基準監督署  
支 店 宮城県庁労働安全衛生課、厚生労働省宮城労働基準監督署  
支 店 仙台市労働安全衛生課、厚生労働省宮城労働基準監督署  
支 店 仙台市労働安全衛生課、厚生労働省宮城労働基準監督署

厚生労働省 宮城県労働基準監督署



実施要綱等はこちら



# 宮城県最低賃金改定のお知らせ ～令和6年10月1日から時間額は973円に～

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含みます。)に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

**時間額 973円 令和6年10月1日から**(令和6年9月30日までは時間額923円)

なお、最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対して、生産性を向上させるための各種助成金等の支援がございますので、詳しくは次のQRコードからご覧ください。➡



**「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の特定最低賃金の適用を受ける労働者を雇用する事業者の皆様へ**

特定の業種(「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」)に該当する事業場で働く労働者には、宮城県特定最低賃金が適用されますが、令和6年10月1日以降は、令和5年12月15日発効の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の特定最低賃金(時間額959円)が宮城県最低賃金(時間額973円)を下回るため、特定最低賃金の適用を受ける場合であっても支払う賃金額は時間額973円以上とする必要があります。

さらに、今後、特定最低賃金が改定され、宮城県最低賃金(時間額973円)を上回るようになった場合は、当該最低賃金の適用を受ける労働者については、特定最低賃金額以上を支払うことが必要となります。

## 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

**10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。**

**年次有給休暇**を上手に活用し  
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

Refresh!  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりへの取り組みをお願いします。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、次のQRコードから「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。



(1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

発行：大河原労働基準監督署(TEL:0224-53-2154)柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。